

向日葵

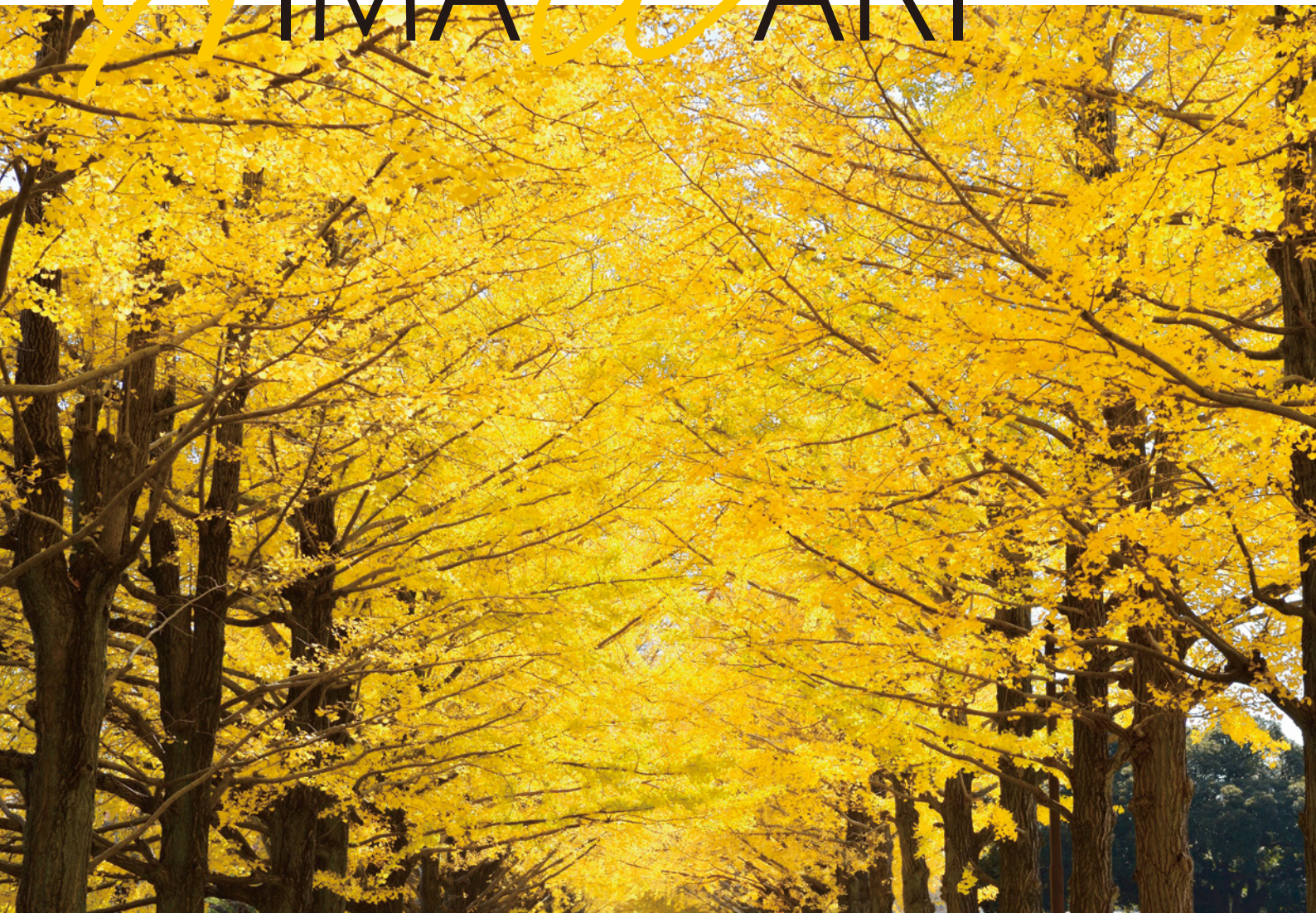
vol.
295

令和6年



公益社団法人
東村山法人会
会報誌

HIGASHIMURAYAMA



【東京都】銀杏並木 昭和記念公園

CONTENTS

ちょっと知りたい税理士column

税務署だより

わかりやすい事業承継

地域の名所／地域のイベント

社労士コラム

ご案内 新春講演会／**実施報告** 租税・科学教室

会社紹介

ご案内 法人会税制セミナー／年末調整実務

研修会等／決算書の読み方入門オンライン

実施報告 税制セミナー／税制研修会

実施報告 事業承継者のための従業員マネジ

メントセミナー／e-Tax・eLTAX講習会／

▶ P2-3

▶ P4-5

▶ P6

▶ P7

▶ P8

▶ P9

▶ P10

▶ P11

▶ P12

▶ P13

お知らせ 立川都税事務所から

ご案内 市民・産業まつり法人会ブース出展／

法人会入会案内／新入会員紹介

人々

ご案内 新年賀詞交歓会

お知らせ 会統一会員増強期間

ご案内 各ブロック会員増強決起大会／無料

インターネットセミナー

実施報告 ブロック・支部事業／厚生連絡協議会

ご案内 法人会行事／東京都最低賃金／受託

社コーナー

レシピ

▶ P13

▶ P14

▶ P15

▶ P16

▶ P17

▶ P18

▶ P19

▶ P20



公益社団法人 東村山法人会

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>



事業承継を考え始めている 「非上場会社の株式の価値は

0 はじめに

事業承継は、自社株式の評価によって大きく左右されます。今回のテーマは「非上場会社の株式の価値は人によって違う！」です。事業承継においては、「自社株式の移転」がポイントであり、この移転の際には、自社株式の評価額（価値）をもとに売買代金の決定や税金の計算を進めていきます。しかし、その前提となる自社株式の価値は、株式を受け取る人によって変わってしまうのです。正確に言うと、株式の評価方法が受け取る人によって異なるのです。その理由について、事例なども踏まえながら、一緒に確認していきましょう。

1 非上場株式の時価は「一物二価」

非上場株式の価値は、後継者等の同族株主にとっての価値（評価額）と、少数株主（少しの株数を持つ株主）にとっての価値（評価額）の2つに分かれます。

その会社の株式の大半を持っている株主が、さらに追加で株式を手に入れることができれば、より支配力が増し、会社経営に影響を与えることができるため、その株式の価値は高いと言えます。

一方で、株式全体のうち数%程度しか持っていないような株主（少数株主）にとっては、会社経営に参加できるだけの発言権はなく、配当を得る程度の価値しかありません。そのため、株式の価値は相対的に低くなります。

税務上もこのような特徴を踏まえて、後継者等の同族株主が株式を取得する場合には、原則的評価（評価額が高くなる計算方法）で計算し、少数株主が株式を取得する場合には、特例的評価（評価額が低くなる計算方法）で計算することになっています。

2 従業員に自社株式を渡して節税？

それでは、次の事例を見てみましょう。

精密機械業を営むA社（資本金1,000万円）は、業績も良く株式の時価総額（相続税評価額）は10億円と高額でした。

オーナー社長である甲社長は、手っ取り早い節税対策として、自分が保有する株式（100%）のうち、20%相当分を数名の従業員に売却しました。このときの売却金額は、顧問税理士が計算した1株400円、合計200万円でした。

これで甲社長の持つ自社株式（80%）の相続税評価額は8億円に減りました。

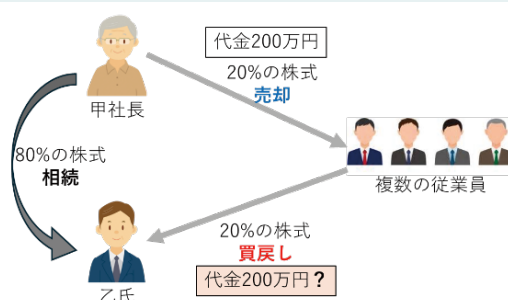
その後、甲社長が亡くなり、後継者である長男の乙氏が自社株式（80%）を相続しました。

甲社長が実施した手っ取り早い節税対策によって、保有株式のうち20%分を従業員へ特例的評価で計算した安い価額（200万円）で譲渡できました。この取引により、甲社長は、保有していた20%相当分の5,000株（総額2億円）を手放し、その代わりに代金として200万円を受け取ることになります。その結果、所有財産が圧縮され、相続税を節税することができました。

そして、この事例には、まだ続きがあります。

乙氏が事業を引き継いだ後、従業員への株式の売却（分散）により煩雑となっていた株主総会等の手続きを改善するため、従業員からA社株式をすべて買い戻すことにしました。

過去に、父である甲氏が総額200万円で売却した株式だったので、同額で買い戻せば良いだろうと乙氏は考えていました。



社長の皆さま 人によって違う!」について解説します!

税理士
町田 恵一

▶なにが問題なのでしょう?

買い戻すという選択はあり得ると思いますが、買取代金が200万円という点に問題があります。

今回の事例では、80%の株式を持つ乙氏(後継者である同族株主)が従業員から株式を取得する訳ですから、税務上の時価は、原則的評価によって計算されることになります。

仮に、乙氏の考えのもと、従業員の持つすべての株式を200万円で買い取ってしまうと、相続税評価額2億円と買取代金200万円の差額については、実質的に贈与したものみなされ、1億9,800万円に対して贈与税が課税されてしまうのです。(「みなし贈与」相続税法7条)この場合、贈与税を納付するのは乙氏となります。

また、みなし贈与とは別の論点として、そもそも従業員側が買取代金について200万円で応じてくれるとは限りません。原則的評価(2億円)で買い取ってくれと言われることも十分にあり、価格交渉が必要となる場合もあります。

▶この事例の場合は、どうしたらよかったのでしょうか?

甲社長の節税対策として、特例的評価を利用して財産を圧縮するところまでは、良くある節税スキームかと思います。しかし、その後に従業員たちから株式を買い戻す必要性が生じてしまったことが問題と言えます。

後で買い戻す必要がないように対策を講じてから売却すれば、上記のような買取代金を巡る問題は生じなかったと考えられます。

例えば、甲社長の持っていた普通株式の一部を、無議決権株式などの種類株式に変えてから、従業員へ売却していれば、株主総会等の手続きが煩雑になることを避けられたかもしれません。

また、複数の従業員に株式を売却するのではなく、従業員持株会を組成して、従業員持株会へ株式を売却する方法もあります。種類株式の導入及び持株会規約を整備することで、株式の

分散を防ぐことができます。一定の条件のもとに、従業員持株会へ株式を移転させれば、従業員個人へ株式を渡すのと同様に特例的評価低い価値で移転させることができ、事例のような節税効果を見込めます。

3 まとめ

今回は、「非上場会社の株式の価値は人によって違う」ことについて、税務上の観点から事例を交えてご紹介しました。

自社株式の評価は、円滑な事業承継に大きな影響を与えます。特例的評価による評価額は、ケースバイケースですが、原則的評価の数十分の1となることもあります。この違いを上手く利用すれば、大きな節税効果を生むこともできます。しかし、事後的なリスクについて検討し、適切な対策を講じた上で、実行することが不可欠であると考えます。



Profile

町田 恵一



◎多摩地域の相続・事業承継に特化した税理士。

◎東村山市生まれ、小平市在住。

中央大学卒。2児の父。剣道二段。

地主様・会社オーナー様を中心に、相続対策・事業承継対策のサポートを行っている。

大手税理士法人の資産税部門で従事した後、財産コンサルティング

会社で更に経験を積む。その後、自分が生まれ育った東村山市を中心とする多摩地域で、資産税分野に特化した税理士として独立開業。

「遠慮なくなんでも相談できる。」「地域密着で何かあったらすぐに対応してくれるから安心。」との声も多く、一人一人のお客様と真剣に向き合っていく姿勢が評判。

《事務所》町田総合税理士事務所

《所在地》〒189-0003 東村山市久米川町4-10-1

《TEL》042-404-2973

《HP》<https://machida-gtax.com/>

税 務 署 だ よ り



令和6年4月から

源泉所得税の納付にも、
おススメ!!

自動ダイレクト

が始まります!

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。
2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

受付システムへの送信
以下の手続きを受付システムへ送信します。

自動ダイレクト
本申告は自動ダイレクトの対象です。 **自動ダイレクトとは**①

1 ☒ 私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234		
引落日	令和6年5月10日		
納付金額			1,000 円
引落口座	国民銀行 普通預金 1234567890123		

フォルダ選択	受信通知の納付先フォルダ	フォルダ選択
	未選択(共通フォルダ)	② フォルダ選択

③ 戻る 保存 ④ 送信 2

①チェックボックスにチェック！

②送信をクリック！



自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落を行う」にチェックがあるため、法定納期限当日（法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日）に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか？

※ 口座引落しの前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。（口座引落しができなかった場合、延滞税等がかかる可能性があります）

※ 振替納税を利用されている方へ
自動ダイレクトにより納付された場合、振替日に口座引落しは行いません。

3

③確認してクリック！

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

4 送信まで終わったら

● 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。

● 納付日に自動引落し
法定納期限当日（又は翌取引日※）に、自動で口座から引き落とされます（操作は不要）。
※法定納期限当日に申告した場合

● 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲覚と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

9月になっても猛暑日が続き、ゲリラ豪雨も頻発しています。お彼岸が過ぎ、10月になって徐々に涼しくなってくるとは思います。日によって寒暖差が激しくなることも予想されます。どうぞ体調を崩さず乗り切ってください。

さて、今回は事業承継税制の後継者の要件である「後継者の役員継続3年要件」が緩和されるかもしれないという情報についてお話しいたしました。

今回は同じ事業承継でも、「第三者承継(親族や従業員等に後継者がいない場合に検討する一般的にM&Aと言われる)」についてお話をしてみたいと思います。

M&Aとはそもそもどういう意味なのかというと、「Mergers(合併) and Acquisitions(買収)」を略した、文字通り「企業の合併・買収」のことを指します。2つ以上の会社がひとつになったり(合併)、ある会社が他の会社を買ったりすること(買収)全般を指す用語になりますが、今回はその中でも事業承継型のM&Aに絞ってお話をします。

株式会社帝国データバンクが2020年に発表した「全国企業「後継者不在率」動向調査」によると、国内企業の3分の2にあたる65.1%が後継者不在という結果が出ています。

中小企業白書/小規模企業白書 2023年度(中小企業庁)における「付属統計資料(下記図表共)」をみると、日本の企業数は現在、約360万社(者)とありますので、その内約240万社(者)について今後会社の事業承継の問題(会社存続の危機)が生じてくる可能性が高いことになります。

実際、毎年企業数は確実に減少しています。上記統計資料によると、2023年に休廃業・解散事業者が49,788社(者)と、その数は同年に倒産した8,690社(者)と比べても5倍近くに上ります。また、休廃業・解散事業者の半分以上が黒字であることが、後継者不在等の影響を色濃く映し出しています。

しかしながら、ここで諦めて会社を畳んでしまえば、従業員の雇用は守れませんし、貴重なノウハウ等も消失してしまいます。

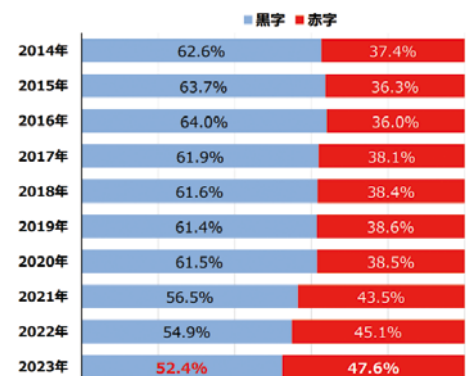
そこで、検討したいのが会社のノウハウと従業員を第三者に託す「事業承継型のM&A」です。中小企業庁が公表した「事業承継・M&Aに関する現状分析と今後の取組の方向性について」をみると、国内の中小M&Aの実施件数は増加しており、2022年度の実施件数は、事業承継・引継ぎ支援センターを通じたものが1,681件、民間M&A支援機関を通じたものが4,036件(合計5,717件)となっています。

矢野経済研究所「国内中小企業M&Aのポテンシャル市場規模調査」によると、M&Aの潜在市場規模は2035年にピーク(9万5234社)を迎える見込みとのことですが、現状でもM&Aの成約件数は潜在市場規模の1/10以下(2022年の潜在市場規模は8万6174社)のため、事業承継が必要な企業数に対し、事業承継に成功した企業数が圧倒的に不足しています。

経営者が事業承継の相談に訪れるきっかけで一番多いのが、「自身に重篤な病気が発覚して入院することになったり、自分の健康に不安を感じたりしたとき」です。逆に言えば、重篤な病気になるか、健康に不安を感じるまでは、事業承継に対し本気で検討しない経営者が多いため、事業承継が中々進まないのだと思います。

M&Aを実施して成約するまでの期間は1~2年とされています。そのため、経営者が元気で、且つ、後継者が居ないことがわかった時点から早め早めの対策が有効だと思います。M&Aの具体的な進め方については次回お話ししたいと思います。

休廃業・解散事業者の損益別比率



Profile 執筆 中小企業診断士 上甲 覚

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般(経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継。M&Aを活用した第三者承継)業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



Office

4月1日から新オフィスに移転しました(住所以外の変更はありません)

株式会社 国土工営(認定経営革新等支援機関)

〒162-0824 東京都新宿区堀場町2番26号 SKビル4階

☎ 03-5227-3601 📠 03-5227-3604

✉ joko@kokudokoue.co.jp

🌐 <http://www.kokudokoue.co.jp/>

地域の名所

東久留米 南沢氷川神社 (東久留米総鎮守)

本神社は東久留米市中央部に位置し、黒目川の支流である落合川上流「南沢緑地保全地域」の湧水地に鎮座し、境内の前後を川に囲まれた高台に位置しています。古来より湧水守護神として奉斎され、出雲「斐伊川」の故事にならい、氷川神社を創立したものと伝えられています。

近くから土器、やじり等多く出土し、古くから人が住み、また崇拝対象の場所としていたと思われます。建立年月日は定かではありませんが、当地に伝わる伝承に在原業平の古伝があります。現存する古文書には業平が東下りの折りに当地南沢に宿を求め、社前に立ち寄る旨記述されております。

所在地

場所 ▶ 西武池袋線「東久留米」駅西口徒歩15分
住所 ▶ 東久留米市南沢3-5-8
電話 ▶ 南沢氷川神社社務所 042-471-1542



地域のイベント情報

西東京市

第21回 西東京市民まつり

★時期: 11月9日(土)・10日(日)
(午前10時～午後4時) (午前9時～午後3時30分)
★場所: 西東京いこいの森公園

★ご来場の際のお願い

ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。マイバッグ・マイ箸・マイボトル等を持参し、ゴミの削減にご協力ください。
(問合せ先) 実行委員会 (文化振興課内) ☎042-420-2817

■パレード

時間: 10日(日) 午前10時30分
場所: 谷戸小学校北門から市民まつり会場本部付近

■野外ステージ

パフォーマンス・ストリート
内容: 歌・吹奏楽・バンド演奏・ダンス・和太鼓など

■爆上戦隊ブンブンジャー ショー

時間: 9日(土) ●午前10時45分
●午後2時

■出店コーナー

内容: 飲食・展示・PRなど約160店

■姉妹都市・友好都市 (下郷町・北杜市・勝浦市)

内容: 特産物販売と観光PR、農産物・岩魚塩焼きなど

■農業コーナー

模擬店は両日、品評会・宝船は10日(日)のみ

■子どもゾーン

内容: むかしあそび・ポッチャ体験・工作教室・ミニゲームコーナーなど

■スポーツ体験ゾーン

内容: キックターゲット・モルック体験・ティーボール体験・ホッケー体験など

■環境ゾーン

内容: 環境フェスティバル(環境絵本の読み聞かせ・エコ工作・ざつがみばっぐ(雑紙収納袋)作り・ソーラートレインの走行体験など)

■アスレチックコーナー

場所: 会場内西側、野外ステージ横

■献血コーナー

場所: 谷戸小学校北側



解雇規制緩和

日本の労働市場において非常に重要なテーマで、自民党総裁選(9/27投開票)に出馬を表明した小泉進次郎元環境相が「聖域なき規制改革」を掲げ、次のような解雇規制緩和や労働時間の上限緩和を提案しています。

1 解雇規制緩和の背景

- イ 経済界の要望 経済界は、欧米に比べて格段に厳しい解雇規制を合理化・明確化する一環として再就職支援を提案してきました。
- ロ 現行の解雇規制 現在の日本の解雇規制は、裁判例によって確立された整理解雇に関する4要件(人員整理の必要性、解雇回避努力義務の履行、被解雇者選定の合理性、手続の妥当性)に基づいています。(労働契約法第16条=解雇権濫用法理)

2 解雇規制緩和のメリットとデメリット

- イ メリット 企業による柔軟な人員調整(=労働力移動)できるようになり、経済の変動に迅速に対応可能になることが期待されています。
- ロ デメリット 労働者の雇用が不安定化し、解雇が容易になることで過労死の増加などの労働環境が悪化することが想定されます。

3 具体的対策案

現在、企業は、解雇に踏み切る際に求められる前述の4要件のうちの解雇回避(希望退職者の募集や配置転換等)の努力義務、これを大企業に限って撤廃する代わりにリスクリング(学び直し)や再就職支援を課すとしています。

4 ただ、解雇や労働時間の規制見直しを巡っては、労使が長年激しく対立しており、2015年の成長戦略には不当解雇された場合に、職場復帰ではなく企業が金銭を支払うことで解決する「解雇の金銭解決制度」の検討が盛り込まれました。しかし、労働組合等は「不当解雇が正当化される」と反対しており、導入のめどは立っていません。

5 中小製造業中心の産業別労働組合「JAM」の安河内賢弘会長は、解雇規制の緩和は「気に入らない社員を狙ったリストラに悪用されかねない」と危機感を示し、労働時間の見直しについても「過労死が相次ぐ中、労働時間短縮の方向で議論すべきだ。」としています。(参考 毎日新聞)

小泉氏の発言は、9/16時点で修正がなされたり、他の総裁選候補からの反論や導入慎重論もあり、まだまだ解決には時間が必要のようです。

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美

2024年10月1日現在

◆石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
◆オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、ワンストップソリューションサービスチーム主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴
◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
◆保有資格 年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

事務所
◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
◆TEL 090-1738-7991
◆e-FAX 050-3133-0539
◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

令和7年 新春講演会のご案内



日時 令和7年 1月20日(月)
15時30分～17時

会場 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

講師 門倉 貴史 氏 (エコノミスト、BRICs 経済研究所 代表)

演題 これからの世界経済・日本経済を展望する

参加費 無料

定員 200名(予定)、入場順でのご案内となります。
詳細申込案内は、当会HP等で12月にご案内します。

問合せ (公社)東村山法人会事務局 ☎042-394-7654



門倉 貴史 氏

プロフィール

肩書：エコノミスト、BRICs経済研究所 代表

略歴：1971年神奈川県生まれ。1995年慶應義塾大学経済学部卒業、同年銀行系シンクタンク入社。1999年日本経済研究センター出向、2000年シンガポールの東南アジア研究所出向。2002年から2005年まで生保系シンクタンク経済調査部主任エコノミストを経て、現在は、BRICs経済研究所代表。同研究所の活動とあわせて、各種メディアにも出演中。また、雑誌・WEBでの連載や各種の講演も多数行なっている。『図説BRICs経済』(日本経済新聞社)、『増税なしで財政再建するたった一つの方法』(角川書店)、『日本の「地下経済」最新白書』(SB新書)など著作多数。最新刊は『VUCA時代のエネルギー戦略』(エネルギーフォーラム)。

租税・科学教室 実施報告

令和6年9月14日(土)今回で9回目となる「租税・科学教室」を西東京市の多摩六都科学館で開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止により5年振りの開催となりました。これは税制・社会貢献委員会と青年部会が協力して開催しているもので、小学生に対して税金の役割や重要性を理解してもらうとともに、自然科学への興味を持ってもらおうと企画しているものです。併せて社会貢献事業の一環として地元養護施設の子供さんたちを招待しました。受付で小学生の皆さんに法人会のバックやノート等をプレゼントし、最初に租税教室に参加いただきました。租税教室では、塩月税制・社会貢献委員長挨拶の後、先ず東村山法人会創立50周年記念事業で作成したビデオ「学校では学べない税金のこと」を鑑賞し土田青年部会長による税金に関するお話しやクイズを実施して、参加した子供さんに税金の重要性や必要性について学んでもらいました。また、小学校のプール建設に必要な費用「1億円」のレプリカを披露し、参加した子供さんたちにその重さを実感してもらいましたが、その1億円の重さにその場は大盛況となりました。租税教室終了後にアンケートをお願いするとともに多摩六都科学館のプラネタリウムと大型映像の鑑賞券を参加者に配布し、自然科学について学んで貰い、初秋の一日を楽しんで貰いました。税制・社会貢献委員と青年部会が一致協力して準備や運営を行い、沢山の子どもたちの笑顔とありがとうの感謝の言葉に包まれ、5年振りの租税・科学教室も無事に終了しました。



塩月税制・社会貢献委員長の挨拶



土田青年部会長による租税教室



1億円(レプリカ)重さの体験



多摩六都科学館スタッフによる科学館の案内

会社 紹介

有限会社 八栄興業

代表 鵜家 きよ
 設立 1981年9月
 電話番号 042-465-5525
 営業内容 産業廃棄物中間処理施設、家屋解体工事
 工場 西東京工場 ▶ 西東京市芝久保町5-4-9
 瑞穂工場 ▶ 西多摩郡瑞穂町二本木426



設立からの歩み

1981年の設立以来、廃棄物行政による無事故・無違反で産業廃棄物の処理・リサイクル業務を行ってまいりました。

その事から生まれる弊社の信頼と会社としての責任を守るため、これからも無事故・無違反で信頼され続ける企業であるために日々邁進してまいります。

またお客様のニーズにいち早く答えるために、瑞穂工場を立ち上げ荷量の増加にも対応できるとともにGPSシステムを導入する事により一番近い車両を割り出し、お客様のご指定場所へ迅速に配車対応が可能です。

適正処理及びリサイクル

弊社では取り扱う産業廃棄物を徹底的に選別し、リサイクル品目を増やすことで、限りある埋立処分場への搬入量を減らし、各地域の環境負荷の低減に努めております。

この様に徹底的に選別をすることで不法投棄を防ぐことができるとともに、廃棄物由来のエネルギーを量産することができます。



優良認定及びISO14001

弊社では、東京都から優良な産業廃棄物処理業者へ認定される『東京都優良認定・産廃エキスパート』を頂いております。

この認定は、適正処理、再資源化及び環境に与える負荷の低減の取り組みの実施など一定の基準をクリアした事業者に与えられます。

又、ISO14001認証取得企業として、社員一同環境負荷の低減及び安全な作業を高めるために社員教育を定期的の実施しています。

会社訪問及び見学

見学は随時受け付けていますので、見学をご希望の個人及び団体様は、事前に電話または弊社ホームページよりお申込みください。



セミナー名	月 日 (曜日)	時 間
決算法人説明会	令和6年 11月 7日(木)	13時～15時30分
税務教室「消費税のあらまし」	11月13日(水)	15時～16時
新設法人説明会	11月27日(水)	13時～15時45分
決算法人説明会	令和7年 1月 9日(木)	13時～15時30分

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。
※税務教室はタイトルが変更になる場合がございます。
※会場にエレベーターはございません。

申込はお電話で承ります

☎042-394-7654

ご案内

年末調整実務研修会

参加費無料!!要申込

〈開催日〉 令和6年11月 6日(水) 午前の部10時～12時／午後の部14時～16時
11月20日(水) 午前の部10時～12時／午後の部14時～16時
各回同一内容です。いずれかをご選択ください

〈研修内容〉 ①令和6年給与所得者の年末調整のしかた

②法定調書の作成と提出

DVDを視聴後、税務署担当官による研修を行います。会員、非会員どなたでも参加できます!

参加者には、「年末調整のしかた」書籍を進呈します。(1社に1冊)

〈講師〉 東村山税務署 担当官

〈会場〉 東村山法人会館3階研修室(東村山市本町1-23-6)

※エレベーターはございません。

〈申込方法〉 右記のQRコードでお申込みください。

〈締切〉 各開催日1週間前(定員に達し次第締切)

〈定員〉 各回30名(先着順)



詳細は同封の
チラシをご覧ください

ご案内

オンライン「決算書の読み方入門」講座

当講座は、企業の情報が満載された「決算書」を読むために必要な基本となる財務知識の習得を目指し、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の基本的な仕組みや、それぞれの数値の持つ意味を学ぶとともに、決算書の数値を用いて、財務分析指標の意味や使い方で学ぶことができます。経営者／経理人材のみならず、すべてのビジネスパーソンに必須の財務知識が習得できます。

〈視聴期間〉 令和6年11月14日(木)～12月11日(水)4週間 TACオンライン講義

講義時間:約6時間 期間中24時間、いつでも、どこでも、何回でも視聴可能!

〈対象者〉 経営者、経理担当者、今後担当予定者

営業職や決算書の読み方に興味のある方、更にスキルを向上したい方

〈講師〉 森田 広大 氏 明治大学専任講師、経営学博士

〈受講料〉 会員 4,400円 / 一般(非会員) 5,500円

(教材費・税込)



TAC講座の詳細は
同封のチラシを
ご覧下さい

税 務 教 室

8月8日（木）及び9月12日（木）東村山法人会館において、東村山税務署喜久里法人審理担当官を講師にお迎えし、令和6年度第4回税務教室「寄付金と交際費の取り扱い」第5回税務教室「適格請求書等保存方式の概要」を開催しました。下記のタイトル（科目）で年間を通じて開催していますが、興味のあるタイトルのみの受講も可能です。詳しくは事務局までお願いします。

- ▶ 第 6 回 10月10日（木）15時から16時「令和6年度税制改正の概要」
- ▶ 第 7 回 11月13日（水）15時から16時「消費税のあらまし」
- ▶ 第 8 回 令和7年1月16日（木）14時から16時
「消費税申告書作成講座～原則課税～」
- ▶ 第 9 回 2月13日（木）15時から16時
「消費税申告書作成講座～簡易課税～」
- ▶ 第10回 3月13日（木）14時から16時「法人税申告書作成講座」



研修状況

新 設 法 人 説 明 会

9月25日（水）東村山法人会館において、會津隆行税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、法人税の申告事務の流れポイント講義を行っていただきました。税の専門家である税理士の解説が無料で聴けますので、税務手続きや初めての申告等、不安な点など税に関する疑問をこの機会に質問してみてもいいのではないでしょうか。2か月に1度開催していますので、是非ご参加ください。また法人会から社会保険・労働保険の事務手続き冊子等をプレゼントしています。



研修状況



テキスト等・決算法人説明会

決 算 法 人 説 明 会

8月1日（木）及び9月5日（木）東村山法人会館において、倉石秀直税理士及び下田壮一税理士と東村山税務署担当官を講師にお迎えし、決算月を迎える法人を対象に決算・申告事務の流れとポイント等に関して全国法人会総連合発行の「わかりやすい！会社の決算・申告の実務」に基づき説明をいただきました。また、講義終了後には税理士と税務署担当官により個別に質疑応答による対応いただき、参加者からの決算の不明な点について対応いただきました。



8月研修状況



9月研修状況

税制研修会（運輸部会）

8月27日（火）、法人会館において運輸部会税制研修会を開催しました。講師に東村山税務署の担当官をお招きし、令和6年度税制改正について、説明をいただきました。



研修状況

報告

事業承継者のための従業員マネジメントセミナー

9月18日(水)「事業承継者のための従業員マネジメントセミナー」を東村山法人会館において開催しました。講師に組織づくりLABO代表 川野智己氏をお招きし、事業承継下での従業員への指導・育成の難しさや従業員の心のつかみかた、従業員に対する毅然とかつ相手から受け入れられるアプローチ手法などについて、事業承継予定者の方に講義を行って頂きました。参加者からは、「従業員のモチベーションアップが、つまりはマネジメントにつながることをわかりました。」と好評を得ました。



セミナーの状況



講師の川野先生

報告

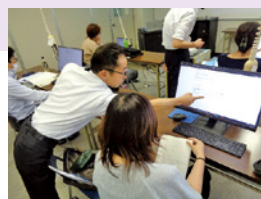
e-Tax・eLTAX講習会

9月26日(木)東村山法人会館において、国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会を開催しました。東村山税務署からe-Taxの各種手続き等について、立川都税事務所からeLTAXの利用開始手続き等についてご説明いただきました。

「質問を気軽にできる雰囲気・環境で良かったです。」と受講者から感想を頂きました。次回は2月に実施する予定ですので、是非ご参加下さい。



e-Taxの説明



e-Taxの個別対応



eLTAXの説明



都税事務所の説明者

立川都税事務所からのお知らせ

—都税についてのお知らせ—

来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送 (所管事務所 宛)

申請・届出

(一部の手續を除く。)

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送 (所管事務所 宛)

納税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
 - (インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM)
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX電子納税
- ✓ 口座振替

証明等の取得

- ✓ 郵送
 - 〒112-8787
 - 東京都文京区春日1-16-21
 - 都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
 - ・ スマート申請



主税局HP

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

市民・産業まつり法人会ブース出展

今秋開催される市民・産業まつりに法人会ブースを出展予定です。税金クイズを行い、市民の皆様は税について知ってもらうように働きかけるとともに法人会のPRを行います。税金クイズに答えて頂いた方に鉢花や花の種等をプレゼントします。是非お立ち寄りください。

令和6年 11月9日(土)・10日(日)

- 東 村 山 市：東村山市役所いきいきプラザ南側広場
- 小 平 市：小平市役所立体駐車場
※法人会ブースは9日(土)のみ
- 西 東 京 市：西東京いこいの森公園
※法人会ブースは9日(土)のみ
- 東久留米市：東久留米駅前西口

令和6年 10月27日(日)

- 清 瀬 市：けやき通り



昨年度の小平産業まつり



鉢花をプレゼント



昨年度の西東京市民まつり



税金クイズに挑戦

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。



その答えは、法人会にあります。

法人会へのご入会をお勧めします。

新入会員紹介コーナー

新入会員紹介

自 令和6年7月1日～至 令和6年8月31日に入会された会員

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電 話 番 号
清瀬支部(賛助会員)	渋谷区代々木2-23-1-722	三島敏彦税理士事務所	三島 敏彦	税理士	03-6300-4350

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

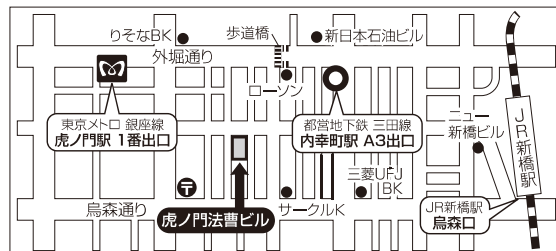
成和パートナーズ法律事務所 (令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更)
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

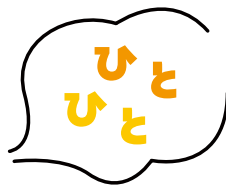
左記法律事務所
交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分
JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771



東村山第6支部
痛みサポート鍼灸室
室 長

齊藤 俊文 さん



東村山市栄町で鍼灸師として『痛みサポート鍼灸室』の室長をしております齊藤俊文です。

生まれは北海道で3人兄弟の長男として誕生しました。当時は終戦の名残があり映画の『二十四の瞳』を思い浮かべせる時代でした。幼少からの夢はパイロットでしたが、母は厳しい人で『農家の長男坊は畑を継ぐ』という考えで、私はどうしても夢を諦めることができず、また叶える術もわからず過ごしていました。高校2年の夏に航空学生募集ポスターを見て、翌年両親には内緒で受験しました。一次試験は函館の駐屯地で受験し、寮に合格通知が届きましたが、2次試験の結果は中々届かず駄目だったのだと落胆したのを覚えています。しかしその矢先、実家から直ぐ帰ってくるよう電話があり、帰省すると親戚一同が集結しており、『これは何だ!』と合格通知書を突き付けられました。家族親戚から猛反対



されましたが、絶対にこの機会を逃すまいと必死でした。当時の担任が後押しをしてくれたお陰で、高校卒業後に自衛隊航空学生に入隊。夢を叶えることができたのです。余談ですが、ロッキードが開発したF-104スターファイター(超音速ジェット戦闘機)に初めて乗った時の感覚は今でも覚えています。

30歳になる頃、大学進学のために上京。土方仕事をしながら資金を貯め、雨が降ると府中の古本屋によく足を運んだものです。その時、何気なく手にした松本武四郎先生の本『病理形態学』を見るや否や大きな衝撃を受け、気づけば東京慈恵医科大学へ先生を訪ねていました。いきなり訪問したにも関わらず偶然、先生に会えてしまったのです。先生は私の話を傾けてくださり一言『研究補助員に欠員があるから来ないか』と、声をかけてくださったのです。今まで空にいた私には医学知識が全く無



かったので、3年間大学を休まずひたすら本を読み漁りました。

先生の下で10年間病理解剖を学び、知見を土台に、特に直接自身が執刀に携わった1542例(人)に及ぶ病態検索の経験を通して『代謝障害で人は死ぬ』と気づき、患者様にわかりやすい病態説明を丁寧に行い、薬や注射では対処しにくい筋肉の凝りや痛み、その他の慢性的な痛みなど、鍼灸の得手とすることで貢献できれば…そんな思いで鍼灸師として歩き始めたのです。この1542名の方は、今でも私のお師匠様です。

18年間向き合ってきた慈恵医科大学ペインクリニック外来での痛み治療と、同大学病院病棟緩和ケアチームメンバーとして、患者様と共に、癌や難病と闘ってきた時間はとても濃く、心に刻まれる時間でした。大学定年を機に、この濃く深い時間を地域でも続けて行いたいとの思いから、難治性の痛みを主体にした診療を行っています。体の不具合を具体的に理解することは、とても大切です。病を考えるキッカケになればと『まちゼミ』を定期的に開催しています。少しでもお体に疑問を感じたら、遠慮なくお声がけください。ご自身の体と向き合う手助けになれば幸いです。

新年賀詞交歓会のご案内

日時 令和7年1月20日(月) 17時10分開会

場所 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

参加費 正会員2,000円／賛助会員3,000円／一般10,000円 当日いただきます。

恒例の福引大会と新入会員紹介行事を計画しています。
是非、ご参加下さい。



昨年度賀詞交歓会



昨年度新入会員紹介



昨年度福引大会
(会長賞)

※新春講演会は15時30分から開催されます。詳細はP9をご参照下さい。

お問合せは東村山法人会事務局
☎042-394-7654

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



会統一会員増強期間お知らせ等

会統一会員増強期間▶10月10日(木)～11月19日(火)

会の組織基盤の強化・充実の為には、新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。会員皆様のご協力をよろしくお願いします。

なお、東村山法人会員の皆様には新設法人の情報等を事務局や受託3社にお知らせ下さいますようお願い申し上げます。

ご案内

各ブロック会員増強決起大会のご案内

令和6年度の東村山法人会統一会員増強デーを10月10日(木)とし、会員増強期間が同日から11月19日(火)の間に設定される中、各ブロックの会員増強決起大会が下記の日程で予定されています。細部の開催時間や開催場所等については会員の方々に改めてご案内します。

ブロック等	開催日	場 所
東村山ブロック	10月25日(金)	法人会館・サガミ
小平ブロック	10月23日(水)	一龍
西東京ブロック	10月23日(水)	谷戸いちようホール
東久留米ブロック	10月18日(金)	東久留米商工会館予定
清瀬支部	10月10日(木)	楓

昨年度各ブロック 会員増強決起大会



東村山ブロック



小平ブロック



西東京ブロック



東久留米ブロック



清瀬支部

ご案内

東村山法人会より 無料セミナーオンデマンド

参加
無料

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **東村山法人会** で **検索**

ID・パスワードを入力することにより、
全コンテンツ約700本のセミナー
がご覧いただけます。



ID・パスワードは事務局にお尋ね下さい。

☎ 042-394-7654

公開中コンテンツ一例

	セミナー名	講 師	分数
経一般	ディズニーランド奇跡の人材活用術	香取 貴信	56分
承事業	経験者が語る本当の事業継承	関根 壮至	49分
管危機	知って備える防災・減災・BCP	松田 哲	78分
経理	「そうだったの!」税金セミナービジネス編	遠山 優里	31分

小平 ブロック

9月4日(水)小平ブロック事業『夏季日帰り親睦バス旅行』が開催されました。今年は地元衆議院議員・松本洋平代議士並びに秘書の方々に多大なるご協力を賜り、国会議事堂及び防衛省の見学をさせて頂きました。大変貴重な体験にご参加頂いた方々も食い入るように見学していました。楽しさと学びを得られた大変有意義なバス旅行になり関係者各位に心より御礼申し上げます。



国会議事堂にて



防衛省にて

記 支部長 今井 啓介

東村山 第3支部

8月22日(木)、久米川ボウルにて毎年恒例の第3支部ボウリング大会を開催しました。12社より大人から子供まで50名が参加し、楽しみながら2ゲームを投球しました。優勝、準優勝、3位、レディスハイゲーム賞、BB賞の表彰の後、会員企業からの協賛品及び支部で用意した豪華景品が当たる抽選会を行い、今年も支部内の交流を図ることが出来ました。



久米川ボウルにて

記 事業研修委員長 紺野 琢生

報告

厚生連絡協議会実施報告

9月12日(木)法人会館において本部役員と組織・厚生委員及び受託保険会社の幹部並びに推進員、代理店の方々が一堂に会し、厚生連絡協議会が開催されました。

村野会長と中村組織・厚生委員長の挨拶の後、大同生命保険、AIG損害保険、アフラックから各社の福利厚生制度と「福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン“Challenge100”」の進捗状況等が報告され、法人会の福利厚生制度について更に認識を深めるとともに、各社推進員と代理店の紹介が行われました。

協議会終了後は意見交換会が行われ、本部役員と受託保険会社推進員との親睦が深められました。



厚生連絡協議会の状況



進捗状況等の報告



意見交換会の状況



細山副会長による締めの挨拶

月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所
11/ 6(木)	10:00/14:00	年末調整実務研修会	法 人 会 館	11/21(木)	13:00	おなやみ相談会	法 人 会 館
11/ 7(木)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	11/27(木)	16:00	第3回総務委員会	法 人 会 館
"	16:00	第4回広報委員会	法 人 会 館	"	13:00	新設法人説明会	法 人 会 館
11/ 8(金)		全法連第38回全国青年の集い(福井大会)	サンドーム福井ほか	11/29(金)	15:30	第4回組織・厚生委員会	法 人 会 館
11/ 9(土)		市民・産業まつり	東村山/小平/西東京/東久留米	12/ 3(木)	16:00	第3回税制・社会貢献委員会	法 人 会 館
11/10(日)		市民・産業まつり	東村山/東久留米	12/ 5(木)	14:30	第2回本部役員選考委員会	法 人 会 館
11/13(水)	13:00	税務教室	法 人 会 館	"	15:00	第2回正副会長会議	法 人 会 館
11/14(木)	15:30	東村山税務署納税表彰式	ルネこだいら	"	15:30	第3回理事会	法 人 会 館
11/17(日)~18(月)		清瀬支部一泊研修旅行	鬼怒川方面	12/ 6(金)	14:00	女性部会第3回役員会/絵はがきコンクール選考会	法 人 会 館
11/19(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	12/12(木)		東法連第2回組織委員会	全法連会館
"	16:00	第2回支部会計担当者会議	法 人 会 館	12/16(月)	18:00	小平ブロック役員忘年会	
11/19(火)~20(水)		西東京第1支部一泊研修旅行	山梨方面	12/17(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館
11/20(水)	10:00/14:00	年末調整実務研修会	法 人 会 館	12/18(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	法 人 会 館
"	13:00	国土工営事業承継個別相談会	法 人 会 館	12/19(木)	13:00	おなやみ相談会	法 人 会 館
11/21(木)	16:00	第3回事業研修委員会	法 人 会 館	詳細は東村山法人会事務局(☎042-394-7654)にお問い合わせ下さい。			

東京都最低賃金改正のお知らせ

※東京都最低賃金は、**時間額 1,163円** に改正されます。

令和6年10月1日から

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

〈問合せ〉 東京労働局労働基準部賃金課(☎03-3512-1614(直通)) 東京働き方改革推進支援センター(☎0120-232-865)

B G 40th Anniversary Business Guard

AIG AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション

ビジネスガード
40周年
記念サイト



	政府労災の上乗せ補償 ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)	地域社会に貢献する ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)	個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応 情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
	会社で入る医療補償 ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)	企業向け第三者賠償責任保険 オールスターズ (事業賠償・費用総合保険)	役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
	初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える スマートプロテクト (総合事業者保険)	火災と地震災害に備える プロバティガード+企業地震保険 (企業財産保険・火災・地震・盗難・悪意の占有・火災・盗難・悪意の占有・火災・盗難・悪意の占有)	海外進出企業向けサポートプラン WorldRisk

AIG 損害保険株式会社

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

西東京支店

〒192-0083 東京都八王子市旭町10-3 安嶋中央ビル3階

TEL. 042-639-0720 FAX. 042-646-1850

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。2024年4月時点の内容です。

(24-073013)

Recipe レシピ



炊飯器でホクホク 栗ご飯

材 料

- 栗…………… 350g (皮むき栗: 250g)
- 米…………… 1合
- もち米… 2合
- 塩…………… 小さじ1
- サラダ油……… 少々
- 乾燥昆布……… 1枚
- 黒炒りごま… 適量

作り方

- 1 米ともち米を混ぜて、冷たい水でとぎます。といだ米を炊飯器に入れ、水の量は3合の目盛りに合わせて入れて、30分～1時間そのまま水につけます。
- 2 栗の下ごしらえ 購入した栗(皮つき)は40～50℃くらいのお湯に20分以上(水は2時間くらい)つけます。栗の皮の剥く手順は、栗のおしり近くを包丁で切り落とし、鬼皮を手でむいて、包丁で渋皮をむきます。
- 3 炊飯器に塩とサラダ油を入れて軽く混ぜます。そのあと乾燥昆布とむき栗を入れて通常の炊飯モードで炊きます。
- 4 炊きあがったら軽く混ぜて、茶碗に盛り、黒炒りごまをかければ完成です。



東久留米第1支部 野島 貞夫さん



募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事 を募集します!

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項 住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF推奨)
記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可



掲載時期について 当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。

募集先 東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL: 042-394-7654
e-mail: info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

プレゼント



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報[295号] 令和6年10月20日発行

発行: 公益社団法人東村山法人会 編集: 公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>
制作: 株式会社 国栄

禁無断転載